

当館展示による原本閲覧停止資料一覧

1 当館展示による原本閲覧停止資料

閲覧停止 期間	請求番号	資料名	文化財 指定
令和8年10月19日～令和8年12月15日			
	高松一2049	覚(甲州街道・青梅街道道造御入用として御公儀へ2000両上納につき小割内訳)	
	高松一0027	売渡シ申新御伝馬町屋敷之事(内藤宿北ケ輪・南ケ輪、追分西ケ輪・北ケ輪・南ケ輪など屋敷7ヶ所につき)	
	高松一0040	元録(毒薬札・御朱印伝馬札・忠孝札・切支丹札ほか高札寸法書上につき)	
	高松一1858	(家屋敷間取り・資材につき絵図面)	
	高松一1641	問屋場御改所御新宅御住居仕様書 亥五月	
	高松一1877	御住居井二御門板塀仕様帳 亥五月	
	高松一2373	(宣旨、任監督司少令史)	
	高松一0323	寛政三歳亥六月 御支配野田文蔵様御役所御尋二付書上 甲州道中内藤新宿(内藤新宿駅場立帰りの際の願書写等につき)	
	高松一2085	一札之事(火元用心など煮売商売心得方につき)	
	高松一1675	乍恐書付を以奉願上候(内藤新宿再興につき)	
	高松一0223	明和七庚年寅四月吉日 御伝馬宿願留書	
	高松一0241	明和九歳辰八月 法度連印帳 豊嶋郡内藤新宿	
	高松一1322	寛政八辰歳四月 明細書上 甲州道中内藤新宿	
	高松一1335	橋本屋藤兵衛方脇本陣取放申附候節書物 文化元子年五月 高松控	
	高松一0222	庚寅明和七年四月日 御伝馬継合惣連判帳	
	高松一0029	御役金請取之覚(辰3月晦日より巳3月晦日迄の御伝馬役金67両につき)	
	高松一0049	内藤新宿御伝馬請負証文之事(甲州街道・青梅街道御用御伝馬請負代金・勤方次第につき)	
	高松一2372	天明七未年四月より寛政五丑年極月迄 御朱印御証文并御用無賃御用賃掛共書上控 甲州道中内藤新宿	
	高松一1644	古来助郷村方書付写 豊島郡内藤新宿	
	高松一0234	甲州道中内藤新宿助郷(助郷村高書上)	
	高松一1579	乍恐書付御訴訟奉申上候(内藤新宿問屋役喜六を相手取り人馬日々帳不正疑惑につき訴状、写)	
	高松一1576	(内藤新宿助郷村方惣代より人馬継合の訴訟につき返答書、下書)	
	高松一2089	差上申証文之事(武州多摩郡和泉新田御林へ塩硝蔵2棟新規建造の入札にて植木屋長助請負につき)	
	高松一2011	(1)差上申証文之事(内藤新宿百姓3名和泉新田塩硝蔵番人に差出請負につき)、(2)証文之事(和泉新田塩硝蔵番人3人内藤新宿より差出しの旨承知につき)	
	高松一0290	天明七歳未正月ヨリ 甲州道中内藤新宿ヨリ相州津久井県関野宿迄見廻り諸御用留覚 内藤新宿名主高松喜六	
	高松一0923	亥十一月 宿法 助郷法 諸用留 取締役高松喜六	
	高松一1360	嘉永七寅年正月 非常御賦御焚出 御用書留	

当館展示による原本閲覧停止資料一覧

閲覧停止 期間	請求番号	資料名	文化財 指定
	高松一1648	(1)和宮様御下向御旅中御用途之内上納金願書上、(2)御下向御用途之内上納金書上、(3)御下向御旅中御用途之内上納金願書上(納金高御減方仰せ付けらるにつき)	
	高松一0184	辰御年貢可納割付之事	
	高松一1483	辰御年貢皆済目録	
	高松一1779	(内藤新宿見取場反別一筆限絵図)	
	高松一2183	(玉川上水荷物揚場・船留風景絵図)	
	高松一2178	(内藤新宿下町南側類焼絵図)	
	高松一0258	丁西安永六歳 別紙書上 三月吉日(宗旨人別改につき)	
	高松一1197	(大間口旅籠屋人別帳)	
	高松一2255	(元本陣跡家主信野屋市郎右衛門屋敷図)	
	高松一2375	昭和十六年拾月作成 高松文書 市史編纂室	
	高松一0906	藤兵衛下女けん申口(食売女とよ刺殺の儀お尋ねにつき、下書)	
	高松一0125	(1)指上申証文之事(信濃屋・野沢屋家内御見分、食売女人数吟味につき、下書)、(2)(右29人私共へ預かり、信濃屋市左衛門・野沢屋仁右衛門儀明5日伊勢守様役所へ召し連れるべき旨につき請書、下書)	
	高松一0127	享保三年戌ノ七月二日 間数改之覚 信濃屋市左衛門・野沢屋仁右衛門 当番喜六	
	高松一0128	覚(信濃屋市左衛門・野沢屋仁右衛門下女4名生国・所持品などにつき)	
	高松一0252	安永四未年八月道中御奉行所様より宿々旅籠や共江被仰渡候御請書連印 甲州道中内藤新宿(食売女の儀につき)	
	高松一0119	一札之事(食売下女とよ死体を千手町請人五兵衛へ渡すところ旦那寺遠方のため天龍寺に相頼むにより加判遣わさるにつき)	
	高松一0090	又左衛門申口(当正月10日夜火燵より出火以来の状況などにつき、下書)	
	高松一0642	(1)(6月5日内藤新宿吉兵衛店紙屑屋市兵衛など打こわし被害状況につき書付)、(2)覚(惣桐筆箆など打こわし被害物品につき)	
	CV-132	藤岡屋日記 第百三十一 慶応二丙寅年六月	

(注)文化財指定欄 重文:国指定重要文化財 都:東京都指定有形文化財